



課法 6 - 5
令和 4 年 1 月 25 日

日本税理士会連合会
会長 神津 信一 殿

国税庁課税部
法人課税課長 北村 厚

「消費税還付申告に関する国税当局の対応について」の公表について（依頼）

平素より税務行政に深い御理解と多大な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、消費税率の引き上げをはじめ、輸出物品販売場における免税手続の完全電子化など、近年、消費税をとりまく環境が目まぐるしく変化する中、消費税の還付申告件数は年々増加の一途を辿っております。

このような現状を踏まえて、国税庁では制度に対する納税者の方の信頼を確保する観点から、重要課題の一つとして消費税の適正課税の確保に取り組んでおり、消費税の還付申告については不正還付を未然に防止するため、申告内容に疑義がある場合には、還付処理を保留した上で申告内容の確認を行っております。

国税庁では、このような取組を納税者の方に御理解いただくため、新たに別添の取組内容を公表することといたしました（掲載日：令和 4 年 1 月 21 日）。

つきましては、貴会におかれましても、各税理士会及び各支部並びに税理士の皆様に別添の取組内容を周知いただきますよう御協力の程よろしくお願いいたします。

また、各税理士の皆様にあつては、消費税還付申告を行う顧問先の方々に対しまして当該取組内容を周知いただきますようお願い申し上げます。

連絡先：国税庁課税部法人課税課
電話：03-3581-4161
担当：波木井・朝山（内線 3584・3437）

消費税還付申告に関する国税当局の対応について

消費税は、輸出免税や免税店における免税販売が主要な事業である場合、ないしは高額な設備投資を行った場合などに、還付申告書を提出することで還付金を受けることができる仕組みとなっています。

消費税の還付申告の中には各取引に関する課税取引や非課税取引といった区別の誤りや固定資産等の取得時期の誤りなども見受けられます。

このため、国税当局としては、各種情報に照らして必要があると認められる場合は、還付金の支払いをいったん保留しつつ、還付申告の原因を確認するため、行政指導として電話等による確認書類（例えば、還付申告の主な原因が輸出免税である場合には輸出許可通知書やインボイス等の写し、設備投資である場合には契約書や請求書等の写しのほか、取引実態の確認できる資料）の提出をお願いすることや、実地調査を実施する場合もあります。

また、還付申告の原因の確認に当たっては、個別具体的な各種の事情に応じた対応を行うことから、例えば、課税仕入れや免税取引等の相手方と連絡が取れないことなどにより取引の実態の確認が困難である場合や、取引に係る金銭授受の事実確認が困難である場合、輸出等に係る証拠書類が適切に保管されていない場合などにおいては、それらの確認に時間を要し、還付を保留する期間が長期にわたる場合があります。

国税当局としては、可能な限り速やかに上記の実態の確認等に努めるとともに、これらの結果、還付税額が過大と認められる事由がないことが判明した場合には、遅滞なく還付を行うこととしていますので、納税者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

(国税庁ホームページ)

ホーム > 刊行物等 > パンフレット・手引 >

消費税関係 > 消費税還付申告に関する国税当局の対応について

> 消費税還付申告に関する国税当局の対応について (令和4年1月)

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0022001-098.pdf>

